

第5章 文化資源のオープン化と利活用

—デジタルアーカイブに関わる国内外の動向から—

生貝直人

要旨

各国の保有する文化資源をデジタル化し、インターネット上で広く公開するデジタルアーカイブは、人々が自由に知識を獲得し、新たな知的生産活動を行うための、情報社会の知のインフラとして機能することが期待される。EU においては、3,000 万件以上の文化資源デジタルデータにアクセス可能なプラットフォームであるヨーロッパナの拡大と共に、文化施設が保有する情報の利活用促進を含むオープンデータ政策の推進や、権利者不明の孤児作品問題を解決するための著作権法改正などの制度的枠組みの構築が進められてきている。

さらに米国においては、連邦政府の施策に加え、民間企業や大学などによる取り組みがデジタルアーカイブの構築において重要な役割を果たしている。それら諸外国のデジタルアーカイブに関わる取り組みの状況と制度的枠組みを参考にしながら、わが国においても今後文化資源のオープン化と利活用を促進する施策を検討していくことが求められる。

1. 知のインフラとしてのデジタルアーカイブ

(1) 文化資源のデジタル化の進展

現在世界各国において、蓄積された膨大な文化資源をデジタル化し、インターネット上で公開を行うデジタルアーカイブの構築が急速に進められている。デジタルアーカイブは、文化資源の後世への継承のみならず、これまで比較的限られた人々しかアクセスできなかった膨大な文化資源をデジタル形式によって万人が利用可能とすることにより、人々が新しい知識を生み出すための基盤となる、知のインフラとして機能することが期待される。

世界におけるデジタルアーカイブの代表的な存在であるヨーロッパナ (Europeana) は、欧州委員会の主導により 2008 年に開設されてから、2015 年現在では欧州全域の美術館・博物館・図書館・文書館などをはじめとした 2,300 以上の文化施設が参加し、3,000 万以上の文化資源データが一括でアクセス可能なプラットフォームにまで成長している。デジタ

ル化された文化資源の効果的な利活用を進めていくためには、個別の文化施設が構築するアーカイブの発見可能性の向上、そして一括での検索や利活用の促進という観点からも、このような統合的な公開基盤の果たす役割は極めて大きい。さらに後述するように、近年では米国をはじめ、各国において同様なプラットフォームの構築が進められ、それらの間での相互接続や利活用面での国際的な協力関係の構築が行われているところである。

デジタルアーカイブの利活用に基づく経済的・社会的価値の創出を進める上で重要な論点となるのが、アーカイブに保存・公開された文化資源の再利用条件の在り方である。インターネット上で公開された文化資源は、デジタル形式で閲覧可能とされるのみならず、メディアやオンラインのアプリケーション、教育や研究などにおいて利活用されることで、より高い価値を生み出す。そしてデータの幅広い利活用が進められるためには、当該データがインターネット上で公開されていることに加えて、その利用条件が、著作権の取り扱いや利用規約などの側面においても再利用可能なものとされている必要がある。

(2) 文化資源デジタルデータとオープンデータ政策

データの公開・利活用促進に関して近年世界各国で急速に進展しつつある取り組みが、いわゆるオープンデータ政策と呼ばれる政策枠組みである。オープンデータ政策とは、端的にはわが国の「電子行政オープンデータ戦略」に見えるように、「公共データは国民共有の財産であるという認識の下、公共データの活用を促進する」ための取り組みを指すものと言うことができる（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（2013a））。同戦略は、①政府自ら積極的に公共データを公開すること、②機械判読可能な形式で公開すること、③営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること、④取組可能な公共データから速やかに公開などの具体的な取組に着手し、成果を確実に蓄積していくことの4点をオープンデータ政策の原則として提示している。それに基づき、オープンデータの統合ポータルサイトである data.go.jp の開設や、政府標準利用規約の策定などによる再利用条件の明確化をはじめとした、公共データ利活用促進のための施策が進められてきた。

このような施策は、各国におけるオープンデータ政策の枠組みにおいて徐々に共有されつつあるものであるが、積極的な利活用促進の対象とされるデータの種類に関しては、国ごとに一定の差異が見て取れる。例えば、わが国で2013年に決定された「電子行政オープンデータロードマップ」においては、重点的に利活用を進めていく公共データの分野として、「白書、防災・減災情報、地理空間情報、人の移動に関する情報、予算・決算・調達情報」が挙げられている（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（2013b））。一方で、欧州委員会が2013年に策定したオープンデータ戦略の中では、同戦略の対象となるべき公共データについて、「EU域内の公的機関によって作成され、収集され、あるいは対価を支払った全ての情報を指し、これには地理データや統計、気象、公的資金提供を受けた研究

プロジェクトが生み出したデータ、そして図書館において電子化された書籍」という定義を行っている (European Commission (2011b))。

さらに OECD の「公共セクター情報へのアクセス改善とより効果的な利用についての勧告」では、各国が利活用を進めるべき公共セクター情報を「政府や公的機関によって (あるいはそれらのために) 生産され、創造され、収集され、処理され、保存され、管理され、資金提供を受けた情報 (情報プロダクトや情報サービスを含む)」と定義した上で、再利用促進の在り方について、各国政府は「再利用を促進する形での著作権の行使 (著作権の放棄や、著作権者がそれを望みかつ可能である場合に著作権を放棄することを促すためのメカニズムの構築、孤児著作物を取り扱うためのメカニズムの構築などを含む)、著作権者が合意している場合に幅広いアクセスと利用を促進する簡易なメカニズムの構築 (簡易で効果的なライセンス契約を含む)、そして外部の著作物に資金を提供している関連組織や政府機関への働きかけを通じて、それらの著作物に対して公衆が広くアクセス可能とするための道筋を見つけ出すことを奨励していくべきである」としている (OECD (2008))。

これらの文書に見えるオープンデータ政策の対象となる公共データは、われわれがオープンデータとして主に想定する狭義の行政情報よりも相当程度に広範なものであろう。特に本稿で焦点を当てるような、公的な文化施設が保有する文化資源のオープンデータ化については、わが国ではいまだ議論の対象となることが少なく、第三者の権利が問題とならないパブリック・ドメイン作品のデータであっても、現状では無断での再利用は制限されていることが多い。後述するように EU では 2013 年に「公共セクター情報の再利用指令 (Re-use of Public Sector Information Directive、以下 PSI 指令)」の大規模な改正を採択し、EU 共通のオープンデータ原則を、従来は対象外とされていた公的文化施設にも適用することとした。米国でも 2014 年のオープンデータアクションプランに基づき、連邦政府の運営する文化施設が保有するデータの再利用を拡大する施策が進められている。以下では文化資源デジタルアーカイブの利活用を進める上での論点、そして著作権法の改正をはじめとする制度的対応の在り方を中心として、EU・米国における施策の現状を概観していく。

2. EU の状況

(1) EU オープンデータ政策の共通原則

EU において、域内共通の公共セクター情報の再利用ルールを定めるために 2003 年に採択された PSI 指令は、現在まで EU 加盟国のオープンデータ政策の共通基盤として機能し

¹ Directive 2003/98/EC of the European Parliament and of the Council of 17 November 2003 on the re-use of public sector information.

ている。PSI 指令が主として定めるのは、加盟国の公的機関が公共セクター情報を再利用可能とする際の条件の在り方についての原則である。同指令の適用対象となる公共セクター情報とは、加盟国の中央政府機関や地方自治体、独立行政法人といった公的機関の保有する情報（文書や数値データの他、写真やオーディオ・ビジュアルなどあらゆる形態の情報が含まれる）全体である。その例外として、公共放送局や研究教育機関、公的な文化施設（美術館・博物館・図書館・文書館）が保有する情報、国家機密などの観点から機微性の高い情報、公的機関以外の第三者が権利を保有する情報などが指定される。

公的機関がいかなる情報を再利用可能とするか自体は、各国政府が定める国内法や手続きに委ねられる。外部に対して再利用を認めた公共セクター情報については、(1) 課金を行う場合には当該情報の収集・作成・複製・配布にかかる費用、投資に対する適切なリターンを超えないこと、(2) 再利用の条件を利用者などの要素によって差別しないこと、(3) 特定の私的主体への独占的提供などの契約を行わないこと（排他的契約の禁止、ただし特別な理由がある場合には、一定期間ごとのレビューを行うことなどを要件として例外が認められる）などの原則に従うことが求められる。その再利用条件については、電子的に処理可能な、標準化された方式によって記述されることが望ましいとされ、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスなどの自由利用ライセンスを用いた、再利用条件を標準化するための取り組みが進められてきた²。

（２）EU のデジタルアーカイブ基盤ヨーロッパアナ

EU 各国においては、膨大な文化資産を所蔵する多くの文化施設が存在しており、これら文化施設の保有する文化資源のデジタルアーカイブ構築と、再利用の促進に向けた施策が急速に進められている。その中心的存在として機能しているのが、冒頭で言及したヨーロッパアナである。EU では 2011 年の「文化財のデジタル化・オンラインアクセシビリティとデジタル保存についての勧告」において、公的資金でデジタル化されたパブリック・ドメインの全ての資料と、パブリック・ドメインにある全ての名作（masterpiece）をヨーロッパアナからアクセス可能とすること、そしてそれらを営利・非営利問わず再利用可能とするという指針を示し、文化資源の大規模なデジタル化とヨーロッパアナへの集積を推進している（European Commission（2011a））。

ヨーロッパアナは、分散的に公開されたデジタルアーカイブのポータルとしてだけではなく、登録されたデータの利活用を促進するためのデータ再利用条件の標準化を行う機能も果たしている。ヨーロッパアナに参加する文化施設は、提供データの取り扱いを定めたデータ交換協定の締結を求められ³、そこでは各文化施設が提供する作品情報や書誌情報といっ

² PSI 指令の詳細と、公共セクター情報への EU 各国の自由利用ライセンス適用状況については、生貝（2013）を参照。

³ Europeana. “The Data Exchange Agreement.” <http://pro.europeana.eu/page/the-data-exchange-agreement>

たメタデータについては、CC0 という枠組みを用いた権利の放棄が定められている⁴。CC0 は、クリエイティブ・コモンズが提供する「パブリック・ドメイン・ツール」の1つであり、著作権者が当該作品に関わる権利を完全に放棄するために用いられる。メタデータそれ自体は著作物性を有しないことが多いが、CC0 を適用することにより、例外的に著作物性のある情報が含まれる場合や、EU のデータベース保護指令に定められるデータベース権の対象となっていた場合などにおいても⁵、誰もが自由にメタデータを利用可能であることを保証しているのである。

ヨーロッパにおいて広く用いられているもう1つのパブリック・ドメイン・ツールが、パブリック・ドメイン・マーク (Public Domain Mark) である⁶。ヨーロッパからアクセス可能な作品は、既に作品自体の著作権の保護期間が満了しパブリック・ドメインとなったものが多くを占める。同マークは上述のCC0 や、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスをはじめとする通常の自由利用ライセンスとは異なり、著作権者ではない文化施設などがインターネット上において作品画像などを公開する際に、当該作品の著作権の保護期間が満了していることを明記するために用いられる。

さらにヨーロッパでは、著作権の保護期間内の作品や、作品写真の著作権を文化施設が保有しているなどの場合にも、権利処理が可能な場合には通常のクリエイティブ・コモンズ・ライセンスをはじめとする自由利用ライセンスを適用することを推奨している。2015年時点では、ヨーロッパからアクセス可能な画像データのうち既に30%以上が出典表記のみで再利用可能であるとされる⁷。このような著作権表記や再利用条件の標準化により、利用者は各国の文化施設が公開する作品にアクセスするにあたり、ヨーロッパを通じて、再利用可能なデータのみを対象とした検索や抽出を行うことが可能となっている (図表 5-1)。

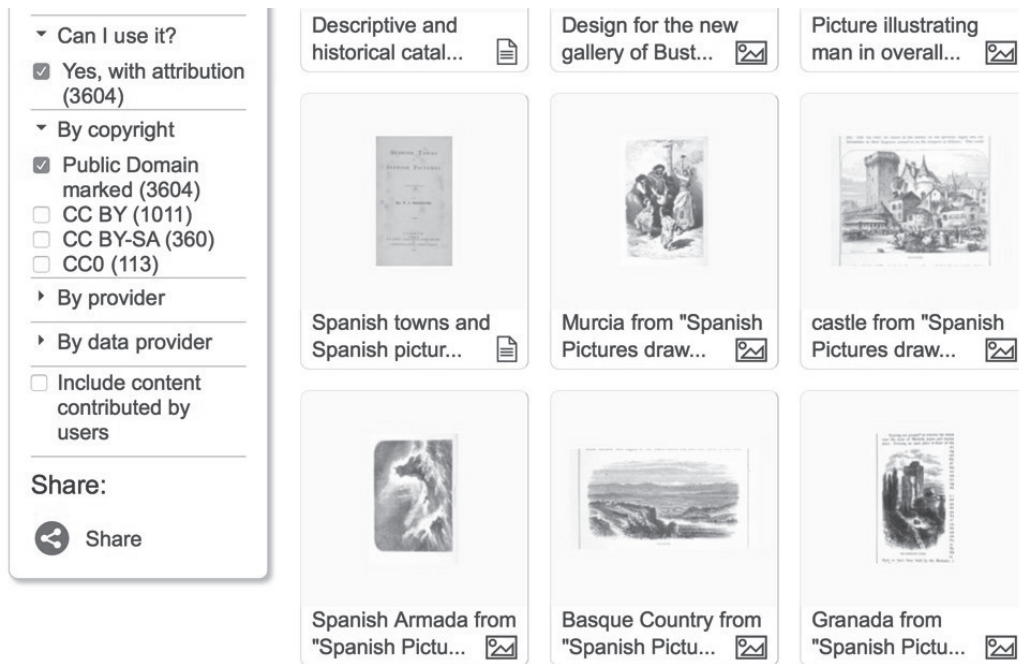
⁴ CC0 1.0 Universal (CC0 1.0) Public Domain Dedication, <http://creativecommons.org/publicdomain/zero/1.0/>

⁵ Directive 96/9/EC of the European Parliament and of the Council of 11 March 1996 on the legal protection of databases.

⁶ Public Domain Mark 1.0, <http://creativecommons.org/publicdomain/mark/1.0/>

⁷ Europeana Statistics Dashboard, <http://statistics.europeana.eu/>

図表 5-1 ヨーロピアナの再利用条件別検索画面



(注) <http://www.europeana.eu/portal/>

(出所) Europeana Portalより。

(3) PSI 指令の改正と文化施設への対象拡大

2013年6月、EUはこのような文化資源デジタルアーカイブに影響を与える、PSI 指令の大規模な改正を採択した⁸。主な改正点としては、第1に、PSI 指令の対象に、改正前は対象外とされていた公的な文化施設（美術館・博物館・図書館・文書館）を含むという適用範囲の拡大を挙げることができる。ヨーロッパを中心とした文化施設のデジタルアーカイブ公開と再利用の促進は、これまで各国政府や文化施設それぞれの自主的な取り組みとして進められてきたが、今後は PSI 指令の定める EU 共通のオープンデータ原則が、域内の公的な文化施設にも適用されることになる。

第2に、国家機密や第三者の権利などの適用除外に該当しない限り、各国政府は公開された公共セクター情報の再利用を認める必要があるとした点である。従来の PSI 指令では、PSI の再利用を認めるか否か自体は各国の判断に委ねられていたが、本改正により、再利用を認めることが原則とされたのである。そして各国政府は、指令に基づく国内法の規定が順守されることを保証するため、公的機関に対して強制力のある決定を行うことのできる公平な (impartial) 監督機関を設置することが求められる。

第3に、再利用を認めるにあたっての対価制限をより厳格化し、複製や配布にかかる限

⁸ Directive 2013/37/EU of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 amending Directive 2003/98/EC on the re-use of public sector information (Text with EEA relevance).

界費用（marginal cost）を超えてはならないとした点である。ただしこの規定については、文化資源の大規模デジタル化には多額の資金が必要となること、組織運営の資金獲得の必要性などを背景として、文化施設に関しては、例外として限界費用を超えた対価を徴収することが許容されている。

その他にも、公共セクター情報の公開にあたっては極力機械判読可能な形式を採用し、適切なメタデータを付与することを求めるなど、技術的な観点からも再利用を促進するための措置が追加されている。同改正は2015年中に加盟国で国内法化することが義務付けられており、それに合わせ、ヨーロッパを中心としたEUの文化資源デジタルアーカイブの再利用可能性は一層拡大していくものと考えられる。

（４）権利者不明の孤児作品への対応

デジタルアーカイブの公開やオープンデータ化を進めるにあたり、その作品に著作権などの権利が存在する場合には、適切な権利処理が必要であることは言うまでもない。著作権者の正当な利益は、デジタルアーカイブの構築においても守られなければならないが、近年の大規模なデジタルアーカイブの構築・公開における最大の障壁となっているのが、そもそも権利者が不明であるために権利処理を行うことができない作品の取り扱い、いわゆる孤児作品（Orphan Works）と呼ばれる問題への対応である。

孤児作品に関わる正確な数値的データを把握することは困難だが、2010年前後にEUにおいて行われた各種の調査によれば、欧州の映画作品約100万点のうちおよそ21%が孤児作品であり、英国の美術館・博物館が保有する約1,700万の写真のうち著作権者が判明しているのは10%程度にすぎないとされる（Vuopala（2010））。さらに書籍に関しては英国図書館が所蔵する著作権が存在すると考えられる書籍のうち、43%程度が孤児作品であると推計されている（Stratton（2011））。これらの膨大な孤児作品は、著作権者の連絡先が見つからない場合にデジタル化や公開の許諾が取れないという問題はもちろんとし、没年が不明である場合には、いつ著作権の保護期間が満了するかも明らかにならず、半ば永久的に利活用が行われえない状態に置かれることになる。

孤児作品の問題を解決し、文化施設が保有するより多くの文化資源をデジタルアーカイブとして公開していくことを目的として、EUでは2012年に孤児作品指令（Certain Permitted Uses of Orphan Works Directive）を採択している⁹。同指令では加盟各国に対し、公的なアクセスが可能な文化施設（美術館・博物館・図書館・文書館の他、公共放送局や教育機関が含まれる）に関して、所蔵作品について一定の入念な権利者探索を行っても権利者が発見できない場合には、その記録を当局に提出することにより、当該作品のデジタル化・インターネット公開を行うことができる手続きを定めるよう求めている。同指令に基づいてデ

⁹ Directive 2012/28/EU of the European Parliament and of the Council of 25 October 2012 on certain permitted uses of orphan works (Text with EEA relevance). 同指令を含めたEU各国の孤児作品対策については、文化庁（2013）に詳しい。

デジタル化・インターネット公開された作品は商業的な利用を行うことはできず、後に権利者が判明した場合には利用を停止し、適切な額の補償金を支払う必要があるが、わが国の著作権法における裁定制度で求められるような、事前の補償金の供託は指令上の要件とはされていない。さらに、一度孤児作品として認められた著作物は、権利者が判明しない限り EU 域内の他国の文化施設も同様の利用を行うことを可能とする、孤児作品状態の相互承認制度が導入されている。

3. 米国の状況

(1) 民間主導によるデジタルアーカイブの拡大

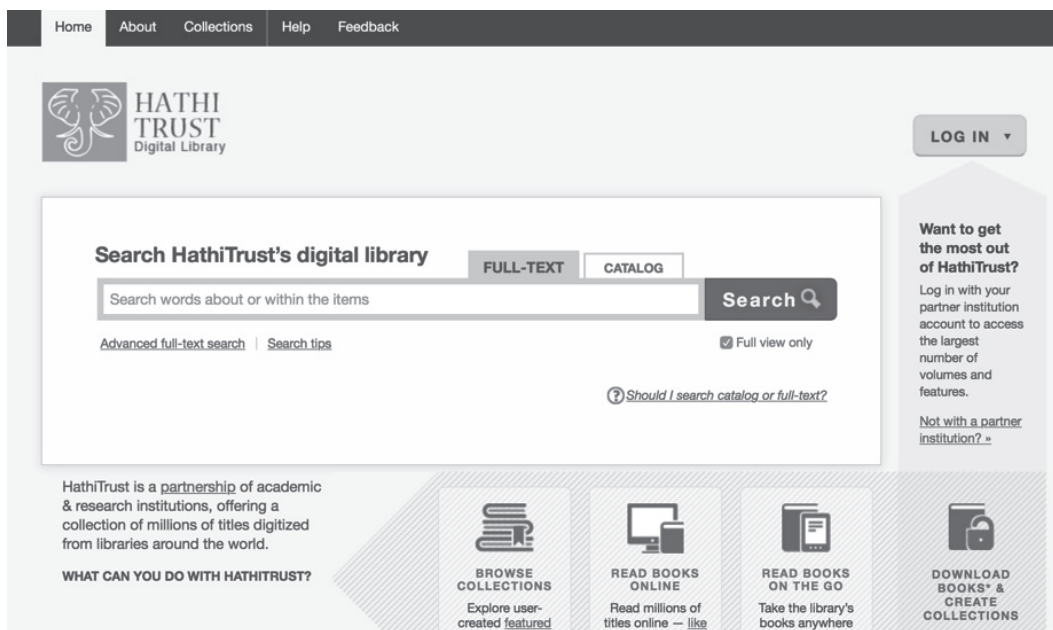
公的機関が中心となりデジタルアーカイブの構築を進める EU と比して、米国においては民間企業や非営利団体の果たす役割が大きい。特に近年国際的に高い関心を集めているのが、民間企業や団体との連携により、所蔵資料の大規模なデジタル化を進めてきた大学図書館の取り組みである。Google 社による書籍の大規模な電子化事業である Google ブックスや、非営利団体により運営されるインターネット・アーカイブなどのプロジェクトによって電子化された、大学図書館の書籍データなどを共同管理するリポジトリであるハーティトラスト (HathiTrust) は、2015 年時点までに 60 以上の機関と提携し、登録されたデジタル資料の数は 1,300 万以上に上る (図表 5-2) ¹⁰。そのうち 500 万を超える著作権の保護期間満了後のパブリック・ドメイン作品については、電子化の際のスポンサーとの契約により転載などの再利用には一定の制約が課せられているものも存在するが、閲覧や全文検索については誰もが自由に行うことができる¹¹。さらにハーティトラストに含まれる著作権保護期間内の作品に関しては、米国作家組合 (Authors Guild) から著作権侵害の訴訟が提起されていたが、2014 年 6 月には連邦第 2 巡回区控訴裁判所において、一般利用者に対する全文検索サービスの提供、ならびに読書困難な障害を持つ利用者に対する音声読み上げサービスなどの提供を、フェアユースと認める判断がなされている¹²。

¹⁰ Statistics and Visualizations | HathiTrust Digital Library, http://www.hathitrust.org/statistics_visualizations

¹¹ ハーティトラストの設立経緯やガバナンスの詳細に関しては、時実 (2014) を参照。

¹² Authors Guild v. HathiTrust, 755 F.3d 87 (2d Cir. 2014)

図表 5-2 ハーティトラストのウェブサイト



(注) <http://www.hathitrust.org>

(出所) HathiTrust Digital Library | Millions of books online より。

(2) オープンデータ政策と公的文化施設

米国においては、オープンデータ政策における公的文化施設の保有データの位置付けは最近まで明確ではなかったが、オバマ政権によるオープンデータ政策の実施計画を示した2014年3月のオープンデータアクションプランにおいて、スミソニアン機構をはじめとする連邦運営の文化施設が保有する文化資源データの再利用を促進していくことが示された(The White House (2014))¹³。米国では、連邦著作権法 105 条において、連邦政府が作成した著作物は原則として著作権保護の対象とならないことが定められているため、EU やわが国のように、近年のオープンデータ政策の進展の中でも公共データの著作権の取り扱いが問題となることは少なかった。しかし文化資源の分野に関しては、スミソニアン機構のような文化施設についてもその運営は連邦政府の予算と民間財団の予算による混合的な運営がなされており (Hirtle *et al.* (2009))、パブリック・ドメイン作品のデータであってもウェブサイトの利用規約などにより再利用の制限が課されていることが多く、今後同計画の実施にあたり、そのような利用条件がどのように取り扱われるかが注目される。

なお米国では、比較的近年まで著作権の保護を受ける要件として登録手続きや著作権表示などを必要とする、いわゆる方式主義を採用していたことなどから、EU やわが国と比すれば孤児作品の問題は相対的には軽微であったものと考えられる。しかし、20 世紀終盤に行われた著作権の保護期間の延長などを受け孤児作品問題への関心は高まり、2006 年に

¹³ なお同年には、連邦政府の支出情報の公開形式などを定めた、連邦初のオープンデータ法制である DATA 法 (Digital Accountability and Transparency Act, DATA Act) が成立するなど、オープンデータに関わる法的基盤の構築も進められている。

米国議会図書館著作権局によって行われた孤児作品の状況に関わる大規模な調査の中でも立法的な対応が必要であることが指摘され、法改正を視野に入れた検討が進められているところである（United States Copyright Office（2006））。ただし米国の孤児作品問題への対応の方向性は EU とは異なり、これまでに提出された複数の法案においても、利用主体の公私を区別しない、損害賠償責任の制限などを念頭に置いた検討が進められている模様である¹⁴。文化資源のデジタルアーカイブ構築に関して、相対的に公的な文化施設の役割を重視する EU と、民間を含めた幅広い主体の役割を重視する米国の姿勢の相違が現れていると見ることができよう。

（3）米国デジタル公共図書館

このように官民において構築されてきた各種のデジタルアーカイブを、より横断的に利用可能とするための取り組みも進められている。ハーバード大学などを中心として設立された米国デジタル公共図書館（Digital Public Library of America、以下 DPLA）には、2013年に開設されて以来、2014年末時点で全米 1,400 以上の文化施設が参加し、パブリック・ドメインの作品を中心として 800 万以上のデジタル文化資源にアクセスが可能となっている¹⁵。アクセスが可能なデータには、上述したスミソニアン機構をはじめとする公的な文化施設や、ゲティ財団などの民間組織が保有・収集している作品のデジタル画像の他、ハーティトラストに登録されているパブリック・ドメインのデジタル書籍などが含まれる。DPLA は、先述したヨーロッパナとの連携を重視しており、メタデータに関しては全面的に CC0 を適用し、ヨーロッパナに準拠したメタデータ形式を採用することで両者の統合的な利用を容易としている。また、DPLA とヨーロッパナ双方の登録データを利用したデジタル・エキシビションを作成するなど、コンテンツ作成面での協力関係の構築も進めている（図表 5-3）。

図表 5-3 ヨーロッパナと DPLA の共同エキシビション



（注）<http://exhibitions.europeana.eu/exhibits/show/europe-america-en>

（出所）Leaving Europe: A new life in America | Exhibitions より。

¹⁴ U.S. Copyright Office. “Orphan Works” <http://www.copyright.gov/orphan/>

¹⁵ Digital Public Library of America. “Tracking DPLA’s growth in 2014” <http://dp.la/info/2015/01/14/tracking-growth-in-2014/>

4. おわりに

本稿ではここまで、文化資源のデジタルアーカイブ構築に関わる EU や米国の施策、そしてその再利用を促進するためのオープンデータ政策や、著作権の側面を含めた制度的枠組みの概略を確認してきた。デジタルアーカイブは、広くインターネット上で公開されると共に、オープンデータとして再利用可能とされ、新たな知的生産活動の原資になることで、その本来の価値を發揮しうる。これまでわが国においても、文化庁の文化遺産オンラインをはじめとする分野ごとのデジタルアーカイブ構築は活発に進められてきているが、現状では公開されたデータの再利用を広範に許容するデジタルアーカイブは少ない。公共のデータは国民の財産であるというオープンデータ政策の本旨に鑑みれば、公的な原資により運営される文化施設のデータについては、EU の PSI 指令のように、通常の公共データに準じた再利用促進のための施策が検討される必然性は高いと言ふべきだろう。

さらに本稿で示したように、文化資源のデジタルアーカイブ公開と利活用を進めるにあたっては、孤児作品問題の解決や、パブリック・ドメイン作品の取り扱いといった、通常の公共データのオープンデータ政策とは異なる制度的措置も求められる。今後わが国が情報社会の知のインフラとしてのデジタルアーカイブ構築を進めていく上で、EU や米国の取り組みから得ることのできる示唆は少なくないものと考えられる。

参考文献

- 生貝直人 (2013) 「諸外国におけるオープンデータ政策と著作権」 小泉直樹他編著『クラウド時代の著作権法：激動する世界の状況』 勁草書房, pp.135-156.
- 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (2013a) 「電子行政オープンデータ戦略 (2013 年 7 月 4 日)」
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pdf/120704_siryoun2.pdf (URL は、2015 年 6 月 8 日アクセス確認。以下、同じ)
- (2013b) 「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ (平成 25 年 6 月 14 日)」
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20130614/siryoun3.pdf>
- 時実象一 (2014) 「大学図書館書籍アーカイブ HathiTrust」『情報管理』57(18), pp.548-561.
- 文化庁 (2013) 「諸外国における著作物等の利用円滑化方策に関する調査研究報告書 (平成 25 年 3 月)」
http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/riyou_enkatsuka_houkoku_201303.pdf
- Europeana. “The Data Exchange Agreement.” <http://pro.europeana.eu/page/the-data-exchange-agreement>
- European Commission (2011a) “Commission Recommendation of 27 October 2011 on the digitisation and online accessibility of cultural material and digital preservation (2011/711/EU).”
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:283:0039:0045:EN:PDF>
- (2011b) “Digital Agenda: Commission’s Open Data Strategy, Questions & answers (IP/11/1524).”
http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-11-891_en.htm?locale=en
- Hirtle, Peter B., Hudson, Emily and Kenyon, Andrew T. (2009) *Copyright and Cultural Institutions: Guidelines for*

Digitization for U.S. Libraries, Archives, and Museums, Cornell University Library Press.

OECD (2008) "OECD Recommendation of the Council for Enhanced Access and More Effective Use of Public Sector Information [C (2008) 36]." <http://www.oecd.org/sti/44384673.pdf>

Stratton, Barbara (2011) "Seeking New Landscapes: A rights clearance study in the context of mass digitisation of 140 books published between 1870 and 2010."

<http://www.arrow-net.eu/sites/default/files/Seeking%20New%20Landscapes.pdf>

The White House (2014) "U.S. OPEN DATA ACTION PLAN, May 9, 2014."

https://www.whitehouse.gov/sites/default/files/microsites/ostp/us_open_data_action_plan.pdf

United States Copyright Office (2006) "Report on Orphan Works - A Report of the Register of Copyrights · January 2006."

<http://www.copyright.gov/orphan/orphan-report.pdf>

Vuopala, Anna (2010) "Assessment of the Orphan works issue and Costs for Rights Clearance."

http://www.ace-film.eu/wp-content/uploads/2010/09/Copyright_anna_report-1.pdf